

## 2 交付申請等の手続きについて

### (1) 事業計画書の提出（交付要綱第5条、交付要領第4条）

交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に通知する期日（5月末日）までに、事業計画書を提出します。

#### ◎ 事業計画の提出に必要な書類

- ① 神奈川県市町村事業推進交付金要望事業計画書  
（第1号様式：交付要綱第5条関係）
- ② 神奈川県市町村事業推進交付金要望事業計画書内訳書  
〈障害者地域生活支援関連事業分〉（第1号様式-2：交付要領第4条第1項）
- ③ 神奈川県市町村事業推進交付金要望事業計画書内訳書  
〈地域の魅力づくり事業分〉（第1号様式-3：交付要領第4条第1項）
- ④ 各交付事業に係る事業内訳書（交付要領別紙様式1～15）  
※申請する交付事業分のみ
- ⑤ ④に係る別紙様式、添付書類など  
※ 添付資料等の具体的な取扱いは、35ページからの「6 交付事業ごとの留意事項・様式記載例」を参照してください。

### (2) 交付限度額の決定（交付要綱第4条、交付要領第5条）

事業計画書から算出する交付事業ごとの交付金充当可能額（交付要綱第3条）とは別に、交付金予算額との調整を行うため、一定のルールに基づいて上限（市町村ごとの「枠」）を設定します。これを、交付限度額と呼びます。

交付限度額は、知事（市町村課）から市町村長あて交付限度額決定通知書により通知します。

#### ◎ 交付限度額の計算式

##### 《障害者地域生活支援関連事業》

$$\left[ \text{前年度決算額 (決算ベース分)} + \left\{ \left( \text{交付金予算額 (7億円)} - \text{決算ベース分の全市町村合計} \right) \times \frac{\text{各市町村の決算ベース分を上回る額}}{\text{決算ベース分を上回る額の全市町村合計}} \right\} \right]$$

##### 《地域の魅力づくり事業》

$$\left\{ \left( \text{交付金予算額 (4億円)} - \text{文化財補助分 (知事が定める額)} \right) \times \frac{\text{各市町村の交付金充当可能額 (文化財除く)}}{\text{交付金充当可能額の全市町村合計 (文化財除く)}} \right\} + \text{市町村別の文化財補助分 (知事通知額)}$$

※ 国県指定文化財保存修理等事業については、市町村の必要額の満額確保には至っていません。当該事業を実施していない団体の交付限度額に影響を及ぼさないようにするため、従来の調整方法に準じた調整を行ったうえで、個別に通知する額を交付限度額に加算することとします。（交付要綱附則第3項）

⇒ 要綱を解説すると上記のとおりですが、平成26年度は、文化財補助分を除き市町村の必要額を確保できていますので、実際には「交付限度額」＝「交付金充当可能額の合計(文化財補助分以外)」＋「文化財補助分の知事通知額」となります。